

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は「霧島市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定しています。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
(第3条第1号)

② 社会における制度又は慣行の影響についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
(第3条第2号)

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
(第3条第3号)

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に向けた社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
(第3条第4号)

⑤ 男女の性と生殖についての理解

男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意識が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
(第3条第5号)

⑥ 教育や学習の場における配慮

社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。
(第3条第6号)

⑦ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。
(第3条第7号)

2 基本目標

性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、次の基本目標を設けます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

3 重点課題

第2次霧島市男女共同参画計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の7つの「重点課題」を設定します。

重点課題 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

重点課題 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点課題 3 一人ひとりがともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり

重点課題 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点課題 5 生涯を通じた一人ひとりの健康の保持・増進

重点課題 6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

重点課題 7 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

4 施策の体系





